

相続分放棄について（説明書）

1 提出する書類

- (1) 相続分放棄届出書兼相続分放棄書（2つの書類が一体になっています。）
- (2) 印鑑登録証明書（コピー不可）

2 提出方法

- (1) 相続分の放棄を希望される相続人の方は、以下の点を参照の上、上記1(1)の書類に必要事項を記入してください。（相続分放棄届出書と相続分放棄書の両方にご記入ください。）
 - ア 相続分放棄届出書の「申立人」「相手方」、被相続人の本籍欄は、申立書等に記載された申立人・相手方の氏名、被相続人の本籍を確認・記入してください。
 - イ 相続分放棄届出書と相続分放棄書の□は、後記3(1)と(3)を参照のうえ、**必要に応じてチェックしてください。**
- (2) 署名は、ご本人がなさってください。
- (3) 押印は、**実印**でなさってください。
※認印ではなく、**必ず印鑑登録証明書と同じ印を使用**してください。
- (4) 以上が終わりましたら、**印鑑登録証明書を1通添付**して、裁判所に提出してください。

3 注意事項

- (1) 上記書類が提出されると、裁判所が、本件遺産分割手続の当事者ではなくなる「排除決定」（家事事件手続法43条1項）という決定をします。
排除決定がされると、あなたは本件遺産分割手続の当事者ではなくなり、今後の調停期日にも出席する必要はなくなります。ただし、特に必要がある場合には、相続分を放棄しても、排除決定をせず、引き続き手続に関与していただくこともあります。このような場合には、以後の期日に家庭裁判所に出頭していただく可能性があります。
なお、あなたには、この排除決定に対して不服を申し立てる権利（即時抗告権）がありますので、不服を申し立てることができる期間を経過するまでは排除決定の効力が生じません。あなたが速やかに当事者ではなくなるには、この即時抗告権を放棄するという方法があります。**即時抗告権を放棄する場合は特に記入は不要です**（相続分放棄届出書に即時抗告権を放棄することが記載されています。）が、放棄しない場合は、相続分放棄届出書の□にチェックをしてください。
- (2) 相続分放棄は、相続放棄（民法938条、939条）と異なり、遺産の債務を負担しなければならない場合があります。
- (3) 相続分の放棄がされると、あなたの相続分だけ他の相続人（相続分譲渡人を除きます。以下、同じです。）の相続分が増えることになり、あなたの相続分を他の相続人が相続分に応じて取得することになります。ただし、もしあなたが、あなたの相続分を、あなたが初めから相続人とならなかった場合と同じように計算して同順位の相続人のみに取得させることを希望される場合には、相続分放棄書の□にチェックをしてください（ここにチェックをされると、他の相続人が相続分に応じて取得することにはなりません）。**特に希望がなければ、チェックする必要はありません。**

なお、特定の相続人の方のみにあなたの相続分を取得させたい場合は、別に「相続分譲渡」という手続がありますので、こちらの手続を行ってください。

ご不明な点につきましては、担当書記官にお問い合わせください。

平成 ●● 年(家イ)第 ●● 号

京都家庭裁判所遺産分割 係 御中

作成例

申立人 京都次郎 外 1 名

相手方 京都花子 外 5 名

相続分放棄届出書

上記遺産分割事件について、私は、下記のとおり、自己の相続分を放棄しましたので、お届けします。つきましては、本手続の当事者ではなくなる裁判（排除決定）がなされても異議ありません。

排除決定に対して不服を申し立てる権利（即時抗告権）も、あらかじめ放棄します。

ただし、排除決定に対して不服を申し立てる権利は留保します。）

相続分放棄証書

私は本日、上記事件の被相続人亡 京都梅子

(本籍 京都市中京区菊屋町1番地)

の相続について、不動産や預貯金等の一切の遺産に関する私の相続分は、すべていりません（自己の相続分全部を放棄します。）。

私の相続分は、他の相続人（相続分譲渡人を除く。）で、相続分に応じて取得してください。

私の相続分は、同順位の他の相続人（相続分譲渡人を除く。）のみで、私をはじめから相続人とならなかった場合と同じように計算して取得してください。

平成●●年●●月●●日

実印を押印のうえ、印鑑登録証明書を添付

住所 京都市左京区下鴨宮河町1番地

本人が記入

氏名

京都次郎

実印

※必ず、相続分放棄者本人の「印鑑登録証明書」を添付してください。